

魚津市告示第144号

魚津市特定健康診査等実施要綱の一部改正について
魚津市特定健康診査等実施要綱（平成20年魚津市告示第95号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 (略) (対象者) 第2条 特定健康審査の対象者は、魚津市国民健康保険に加入している者であつて、<u>実施年度において40歳以上75歳以下の年齢に達するもの（受診時の年齢が75歳未満の者に限る。）</u>とする。ただし、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者は除くものとする。 (実施項目) 第3条 特定健康診査の実施項目は、<u>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「厚生労働省令」という。）</u>第1条に規定する項目及び血清クレアチニン検査とする。 (実施方法及び実施期間) 第4条 特定健康診査の実施方法は、<u>集団健診又は医療機関施設健診とし、実施期間は、6月から12月までとする。</u> (委託) 第5条 市長は、特定健康診査の実施について、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他相当と認められるもの（以下「実施機関」という。）</u>に対し、その実施を委託するものとする。 第6条 (略) (結果の通知及び保管) 第7条 市長は、<u>特定健康診査に関する結果を速やかに受診者に通知しなければならない。この場合において、市長は、結果の通知に関する事務を実施機関に委託することができる。</u> 2 (略) <u>(特定保健指導)</u> 第8条 市長は、<u>特定健康診査の結果特定保健指導の対象者となった者には、厚生労働省令に基づき、特定保健指導を実施するものとする。この場合において、市長は、特定保健指導を実施機関に委託することができる。</u> 第9条 (略)	第1条 (略) (対象者) 第2条 特定健康審査の対象者は、魚津市国民健康保険に加入している者であつて、<u>実施年度中に40歳から74歳となる者</u>とする。ただし、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者は除くものとする。 (実施項目) 第3条 特定健康診査の実施項目は、<u>別表1によるものとする。</u> (実施方法及び実施期間) 第4条 特定健康診査の実施方法は<u>集団健診又は医療機関施設健診とし、実施期間は6月から10月までとする。</u> (委託) 第5条 市長は、特定健康診査の実施について、<u>健康診査を実施する機関（以下「健康診査実施機関」という。）</u>に委託するものとする。 第6条 (略) (特定健康診査結果の通知及び保管) 第7条 <u>委託を受けた健康診査実施機関は、特定健康診査を実施したときは、その結果を速やかに受診者に通知しなければならない。</u> 2 (略) <u>(特定保健指導等)</u> 第8条 <u>特定保健指導の判定及び実施方法は、別表2によるものとする。</u> 第9条 (略) <u>別表1（第3条関係）</u> 【別記1】 <u>別表2（第7条関係）</u> 【別記2】

別表 1（第 3 条関係）

特定健康診査内容表

区 分		内 容	
特定健康診査	基本健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			B M I
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査 肝機能検査	中性脂肪
			H D L－コレステロール
			L D L－コレステロール
			G O T
			G P T
			γ－G T P
		血糖検査(いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
		尿検査	糖
			蛋白
	追加健診の項目	腎機能検査	血清クレアチニン検査
	詳細健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	

別表 2（第 7 条関係）

特定保健指導

特定保健指導の階層化

腹 囲	※追加リスク	喫煙歴	指導区分	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
≥ 85 c m（男性） ≥ 90 c m（女性）	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
		なし		
上記以外 BMI ≥ 25	3 つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり		
		なし		
	1 つ該当			

※追加リスク基準

- ①血糖（空腹時血糖が100mg／dℓ以上又はHbA1cが5.6%以上）
- ②脂質（中性脂肪150mg／dℓ以上又はHDLコレステロール40mg／dℓ未満）
- ③血圧（収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上）

特定保健指導の実施方法

特定保健指導	動機付け支援	○初回面接実施方法（面接による支援：原則 1 回） ・ 1 人20分以上の個別面接、又は 1 グループ80分以上のグループ面接（1 グループ 8 人以下） ○終了時の評価実施方法 ・ 6 箇月後、通信等を利用して行う。 ○実施者の資格 ・ 医師、保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務経験のある看護師（看護師の場合、実務経験証明書のある者。以下同じ）		
	積極的支援	初回時面接の形態	○ 1 人20分以上の個別面接、又は 1 グループ80分以上のグループ面接（1 グループ 8 人以下） ○実施者の資格 ・ 医師、保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務経験のある看護師	
		3 箇月以上の継続的な支援	実施ポイント数	・ 支援 A で160ポイント以上かつ支援 B で20ポイント以上で合計180ポイント以上 ・ 支援 A のみで180ポイント以上 ※支援 A ・ B については、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について」を参照
		3 箇月以上の継続的な支援	主な実施形態	○実施方法 ・ 個別指導、手紙等により支援 A 及び支援 B を行う。 ○実施者の資格 ・ 対象者の支援計画に基づく実践的指導は医師、保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務経験のある看護師又は食生活、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者
		終了時評価の形態		○終了時の評価実施方法 ・ 6 箇月後、通信等を利用して行う。 ○実施者の資格 ・ 医師、保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務経験のある看護師

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。